

第2節 自動車交通対策

1 現 況

自動車の燃料にはガソリンや軽油等が使用されており、排出ガス中には、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、硫黄酸化物、粒子状物質、窒素酸化物、ベンゼン等の有害物質が含まれています。

近年、低公害車の普及にともない、大気の状態は改善傾向にあります。

本市では、2ヵ所の自動車排ガス測定局で自動車排出ガスによる大気汚染の状態を常時監視している他、4地点でベンゼン等の揮発性物質のモニタリングを実施しています。

一酸化炭素は環境基準を達成しており、ここ10年で見ると緩やかな減少傾向にあります。

二酸化窒素もこれまで環境基準を達成しており、減少傾向です。

浮遊粒子状物質も年々減少傾向にあり、環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の間で、測定値の差がほとんど見られなくなっており、自動車の排気ガスによる影響は小さくなっていると思われます。

平成21年度までは、沿道の調査地点でベンゼン濃度が環境基準値を超える状況が続いていましたが、平成22年度以降は全ての調査地点で環境基準を達成しています。（「第1章 第2節 有害大気汚染物質」参照）

2 対 策

平成29年度に当課が実施した主な取組みは、市公用車への低公害車等の導入促進です。

(1)低公害車等の導入促進

環境への負荷が少なく地球温暖化防止にも有効な低公害・低燃費車の普及促進を図るため、平成22年4月に「熊本市公用車への低公害・低燃費車等導入指針」（平成14年10月策定）を改定しました。導入を推奨する公用車の排出ガス認定基準や低燃費基準等について見直しを行い、より環境負荷の少ない車への転換を進めています。（表3-2-1）

表 3-2-1 H29 年度末の低公害車等の導入状況（管財課データより引用）

種 類	台 数	内 訳
ハイブリッド車	20 台	普通乗用車 6 台、小型乗用車 13 台、特種車 1 台
低排出ガス認定車 & 低燃費基準達成車	70 台	普通乗用車 7 台、小型乗用車 1 台、 軽乗用車 21 台、小型貨物車 8 台、 普通貨物車 1 台、軽貨物車 24 台、 特種車 8 台
計	90 台	注：ハイブリッド車と低排出ガス低燃費車 は 4 台重複

※ 指針に規定する低排出ガス認定車とは
平成17年度排出ガス基準75%低減(☆☆☆☆)

※ 指針に規定する低燃費基準達成車とは
平成27年度燃費基準+5%達成車以上